

資料 1

農業資材審議会に対する諮問について

- ・平成28年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件

平成28年度において型式検査を行う農機具の種類

機種名	対象範囲
動力噴霧機（走行式）	ブームノズルを有するものに限る。
農用トラクター（乗用型）	機関出力が25馬力以上250馬力未満であつて、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。
スピードスプレヤー	
コンバイン（自脱型）	種子用のものを除く。
田植機（乗用型）	土付き苗用のものに限る。
農用トラクター（乗用型）用 安全キャブ及び安全フレーム	
ポテト・ハーベスター	
ビート・ハーベスター	
コンバイン（普通型）	
野菜移植機	土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。

農業機械化促進法の概要

(昭和28年8月27日法律第252号)

1 法の目的

農業機械化を促進するため、高性能農業機械等の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置、農機具の検査に関する制度、農機具についての試験研究体制の整備その他必要な資金の確保等の措置について定めて農機具の改良普及に資し、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与すること。

2 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入

農林水産大臣は、次の事項について「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」を定める。

- (1) 国立研究開発法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とする高性能農業機械等、その目標、実施方法
- (2) 高性能農業機械実用化促進事業の対象とする高性能農業機械等、その目標、実施方法
- (3) 特定高性能農業機械（高性能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促進する必要がある農業機械で政令で定めるもの）の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件

3 農機具の検査

国は、農業機械化の促進に資するため、農機具の検査を行う。

- (1) 型式検査：検査を依頼した者が提出した型式の農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易について、研究機構が検査を行う。
- (2) 事後検査：型式検査に合格した農機具について、必要がある場合に行う。

4 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

農機具の改良等に関する試験研究及び調査等並びに農機具の検査の業務を総合的かつ効率的に行うため、研究機構が行う業務を定める。

- (1) 農機具の改良に関する試験研究及び調査
- (2) 高性能農業機械実用化促進事業の実施に必要な資金の出資
- (3) 農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査
- (4) 型式検査の実施等
- (5) 農機具の鑑定
- (6) 農機具の改良・実用化、農業機械化適応資材の開発に関する試験研究、調査に係る成果の普及

農機具の型式検査について

1 検査の概要等

(1) 根拠

農業機械化促進法第6条に基づき実施。ただし、強制検査ではなく農機具メーカー等の依頼により任意で行われるもの。

(2) 目的

農機具の作業能率、作業精度、安全上の構造、長時間使用した場合の耐久性などの性能を明らかにすることによって、安全で優れた農機具の普及を促進し、もって農業経営の改善に資する。

(3) 検査の実施者

(国研)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という）で実施。ただし、検査の対象となる農機具の種類、検査の主要な実施方法及び基準は農林水産大臣が定めることとされている。

(4) 検査方法

型式ごとに通常製造されたものから抽出された代表機について検査を実施し、基準に適合するものを合格型式とする。検査依頼者は合格型式の農機具に「検査合格証票」を添附することができる。



(5) その他

国は検査合格型式の周知・普及を図るため、

①型式名、検査成績の概要等を公示するとともに都道府県・関係団体に通知

②国の補助事業等によって導入される機械は、型式検査合格機等から選定するよう指導する旨の通知（「補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について（農林事務次官依命通知）」）を発出等の対応を実施。

2 検査の対象機種

(1) 検査の対象となる農機具の種類は、毎年度、農業資材審議会の意見を聞いて農林水産大臣が定めることとされている。

(2) 対象機種は、平成6年の農業機械化審議会検査部会で決定された「農機具型式検査の対象機種選定の考え方」に則して選定。

(3) 平成27年度の対象機種は、以下の10機種

- ①動力噴霧機（走行式）
- ②農用トラクター（乗用型）
- ③スピードスプレヤー
- ④コンバイン（自脱型）
- ⑤田植機（乗用型）
- ⑥農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム
- ⑦ポテト・ハーベスター
- ⑧ビート・ハーベスター
- ⑨コンバイン（普通型）
- ⑩野菜移植機

3 検査の実施方法・基準

(1) 検査の主要な実施方法・基準は対象機種ごとに定められており、新たに定める場合又は変更する場合は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産大臣がこれを行うこととされている。

(2) 実施方法・基準で定められる主要な検査項目は以下のとおり。

- ① 構造(機構、主要寸法、質量、装備等)
- ② 安全性(安全装置の装備状況等)
- ③ 機関排出ガス性能
- ④ 作業性能(PTO性能、けん引性能、作業能率・精度、燃料消費率等)
- ⑤ 取扱性(取扱の難易、視認性、騒音・振動等)
- ⑥ 耐久性(連続運転による摩耗・故障、防じん・防水性等)

4 検査成績の公表等

生研センターは、検査成績を検査基準に照らして合格・不合格を決定し、検査の依頼者にその通知を行う。また、検査の依頼者は合格した型式の農機具に検査合格票を付することができる。

生研センターは合格した農機具の型式名、検査成績の概要及び依頼者の名称、合格番号を国に報告する。国は、報告を受けた内容を公示するとともに、都道府県等に通知する。

5 事後検査

国は、検査に合格した型式の農機具が検査当時の性能等が確保されていることを確認するために必要に応じて事後検査を行うことができる。

事後検査の結果、農機具の性能等が検査基準を満たしていないことが、確認されれば、合格の決定を取り消すことができる。